

高福第 5813 号
令和 7 年 3 月 10 日

各高齢者施設
各介護保険事業所 } 管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
介護サービス担当課長
(公 印 省 略)

高齢福祉分野における施設基準条例施行規則の公布について（通知）

日頃から介護保険制度の適正な運用に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和 5 年厚生労働省令第 161 号）による各種基準省令の改正に伴い、次のとおり規則を一部改正し、公布しましたので通知します。

1 改正内容

2 に掲げる各規則において、「文書の交付に代えることができる電磁的方法等」について、改正前では「シー・ディー・ロム」等の記録媒体を例示して規定していましたが、デジタル技術の発展に伴い、様々な媒体が用いられるようになっているため、「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。））」との定義的な規定に改めました。

<改正前>

磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

<改正後>

電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）

2 改正した規則

(1) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年神奈川県規則第 24 号）第 2 条第 1 項第 2 号

- (2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年神奈川県規則第 27 号）第 1 条第 1 項第 2 号
- (3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年神奈川県規則第 28 号）第 2 条第 1 項第 2 号
- (4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年神奈川県規則第 30 号）第 2 条第 1 項第 2 号
- (5) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年神奈川県規則第 31 号）第 2 条第 1 項第 2 号
- (6) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 30 年神奈川県規則第 37 号）第 2 条第 1 項第 2 号

3 公布日及び施行日

- (1) 公布日 令和 7 年 2 月 28 日
- (2) 施行日 令和 7 年 2 月 28 日

4 掲載場所

介護情報サービスかながわ

→書式ライブラリー

→7. 条例・解釈通知等

→高齢福祉分野における施設基準条例施行規則等の公布について（R7.2.28）

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=9&id=90910>

問合せ先

電話 045-210-1111（代表）

【軽費老人ホーム・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・短期入所生活介護（介護予防サービスを含む。）について】

高齢福祉課 福祉施設グループ

内線 4851～4854

【特定施設入居者生活介護・短期入所療養介護（それぞれ介護予防サービスを含む。）・介護老人保健施設・介護医療院について】

高齢福祉課 保健・居住施設グループ

内線 4856～4859

【上記を除く居宅サービス（介護予防サービスを含む。）について】

高齢福祉課 在宅サービスグループ

内線 4840～4843